

項目	内容
改正障害者差別解消法	<p>令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。 (改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行)</p> <p>障害者差別解消法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではない。 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれる）、その他心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含まれる）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象（障害のあるこどもも含まれる）</p>
重層的支援体制整備事業	<p>地域共生社会という概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月より実施されることになった事業</p> <p>※地域共生社会の概念 子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる社会の実現を目指す。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。</p>

項 目	内 容
<p>医療的ケア児支援法</p>	<p>令和3年6月成立</p> <p>基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策 <p>令和5年4月 滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター設置</p>
<p>国連の障害者権利委員会による総括所見</p>	<p>令和4年9月</p> <p>精神科病院での無期限の入院の禁止や、施設から地域生活への移行を目指す法的な枠組みづくり、障害のある子とない子がともに学ぶ「インクルーシブ教育」の確立のためにすべての障害のある生徒が個別支援を受けられるよう計画を立てるといった対応の必要性が指摘された。</p> <p>また、障害者の強制入院を「差別」とし、自由の剥奪（はくだつ）を認めるすべての法的規定を廃止するよう要請。旧優生保護法下で不妊手術を強いられた被害者への謝罪や、申請期間を限らない救済なども盛り込まれた。</p>

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」施行後の社会的変化

項 目	内 容
改正障害者総合支援法	<p>令和4年12月成立</p> <p>障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。</p> <p>このため、本人の希望に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実（障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係） ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上（障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係） ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備（難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係） <p>等を推進する。</p>
淡海ユニバーサルデザイン行動指針	<p>令和5年10月改定</p> <p>平成17年の指針策定から18年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展、外国人住民の増加や多国籍化など社会情勢が急速に変化</p> <p>この間の、制度改正による「障害の社会モデル」の推進などの新たな概念や考え方を踏まえ、共生社会の実現に向けた指針に見直し</p> <p>また、本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や大阪・関西万博の開催を好機として捉え、社会全体に一層ユニバーサルデザインの推進を図るため、指針を改定したもの。</p>

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」施行後の社会的変化

項 目	内 容
第7期障害福祉計画	<p>令和6年度から令和8年度までの3年間</p> <p>【国 基本指針】（基本理念）</p> <p>市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 6 障害福祉人材の確保・定着 7 障害者の社会参加を支える取組
改正住宅セーフティネット法	<p>令和6年5月成立、令和7年10月施行予定</p> <p>住まいの確保を促進するための取り組みが制度化され、都道府県から指定された「居住支援法人」などが、入居からその後の安否確認や見守りを行ったり福祉につなげたりする住宅を「居住サポート住宅」として認定。</p> <p>また、借り主が「居住支援法人」を活用して家賃の滞納を立て替える保証会社と契約を結びやすくする制度も設けるなど、大家が貸しやすい環境づくりが進められることになる。</p>
旧優生保護法国家賠償請求訴訟	<p>令和6年7月3日に、最高裁において、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、国家賠償法上の違法を認める判決が言い渡された。</p>

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」施行後の社会的変化

項 目	内 容
<p>障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画</p>	<p>令和6年12月決定 取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進 (2) 公務員の意識改革に向けた取組の強化 (3) ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法に基づく業種別の「対応指針」への民間企業等の対応状況調査と好事例の横展開 ・ 雇用分野の障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の事業主への周知。好事例集の更新と横展開 ・ 人権侵犯性の有無にかかわらず、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど積極的に啓発
<p>改正バリアフリー法</p>	<p>令和2年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通事業者などに対して、ソフト基準（従業員の接遇研修、情報提供など）の適合義務が設けられた。 ・ 貸切バスや遊覧船などもバリアフリー法対象となり、より多くの場所でバリアフリー化が促進。 ・ 高齢者や障害者などに対する配慮を促す「心のバリアフリー」の推進も図られた。 <p>令和7年6月施行</p> <p>「トイレ」、「駐車場」及び「劇場等の客席」について基準が変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「車椅子使用者用のトイレ」について、原則として建築物の各階ごとに1以上の設置 ・ 「車椅子使用者用の駐車施設」について、駐車場の規模に応じて一定数以上を設置 ・ 劇場等の客席：座席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用スペース」を設置

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」施行後の社会的変化

項 目	内 容
<p>滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例</p>	<p>令和5年12月制定 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第24条の規定の趣旨にのっとり、ろう者の言語である手話をはじめ、多種多様な障害の特性に応じた意思疎通等の手段に関する啓発や学ぶ機会の確保、日々進歩する情報通信機器等を活用できるよう、その利用方法を習得するための取組に対する支援などを盛り込んでおり、この条例の制定により、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、能動的に参画できる共生社会づくりを推進する。</p>
<p>手話に関する施策の推進に関する法律</p>	<p>令和7年6月成立 国や自治体が施策を進める際の基本的な理念として、 ①手話の習得や使用に関する合理的配慮が適切に行われる環境を整備する ②手話文化（手話による演劇や伝統芸能など）を保存、発展させる ③国民の理解を深める を掲げた。</p>